

第 11 次鳥獣保護管理事業計画期間中の特定計画における目標等の記載状況 (イノシシ、ニホンジカ)

第 11 次鳥獣保護管理事業計画期間中の特定計画について、鳥獣保護管理法施行前後の計画記載内容の一部を計画書から読み取り、集計した。

(計画書から第三者が読み取ったため、読み取り結果と都道府県の認識と一致しない可能性がある。)

1. 計画の目的 (イノシシ)

特定計画に記載されていた計画目的は、「農林被害軽減」、「生活環境被害および人的被害防止」、「個体群(数)の適正化(共存)」、「生息地範囲の適正化」といった内容が設定されていた。目的は複数の内容を記載している場合もあった。

農林業被害軽減に関する内容は全ての計画の目的として記載されていた。次いで個体群(数)の適正化や共存に関する内容が計画の目的として記載されていた。

平成 27 年 5 月に鳥獣保護管理法の施行にあわせ、全ての計画が改訂された。鳥獣保護管理法の施行にあわせた計画改訂では、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に書き換えるなど、機械的な修正にとどめる計画も見られたが、この改訂に合わせて内容を変更する計画もあった。「生活環境被害および人的被害防止」に関する目的追加が 2 計画、「生息地範囲の適正化」に関する目的追加削除が 3 計画であった。「農林業被害の軽減」に関する変更はなかった。

表 1 計画の目的に関する掲載内容と鳥獣保護管理法施行前後の状況 (イノシシ)

計画 時期	策定数	目的の内容			
		農林被害軽減	生活環境被害 および人的被害 防止	個体群(数)の 適正化(共存)	生息地範囲の 適正化
改正前	38	38	9	37	5
改正後	41	41	11	39	9

2. 計画の具体的目標 (イノシシ、ニホンジカ)

2-1. イノシシ

イノシシの特定計画に数値等により具体的に記載されていた管理の目標は、生息数(密度)、被害(額、面積、量、意識)、捕獲数、分布域、狩猟登録者数であった。目標は複数の項目を記載している場合もあった。

記載されていた管理の目標のうち、「被害額・被害面積等」がもっとも掲載計画数が多く、次いで「捕獲数」、「生息数(密度)」であった。

1 計画内の掲載状況としては、被害に関する数値目標のみを示している計画が最も多く、次いで被害と捕獲数の数値目標をあわせて示している計画が多かった。

鳥獣保護管理法の施行にあわせた計画改訂により変更された管理の具体的目標については、「被害額・被害面積等」に関する目標設定への追加削除はなく、新たに「生息数（密度）」に関する目標設定を追加する計画が3計画、「捕獲数」に関する目標設定を追加する計画が1計画あった。

表2 管理の目標に関する記載項目と鳥獣保護管理法施行前後の状況

計画 時期	策定数	目標の項目					
		生息数 (密度)	被害額や 被害面積	捕獲数	分布域	狩猟者数	未設定
改正前	38	4	29	19	4	0	2
改正後	41	8	31	21	5	1	2

表3 鳥獣保護管理法施行後の計画における、管理の目標に関する掲載項目の組み合わせ状況

	数値目標項目											未設定
	生息数	生息数	生息数	生息数	被害							
	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	捕獲数	
	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	分布域	
	狩猟登 録者数											
計画 数	1	1	2	1	1	2	9	1	14	6	1	2

2-2. ニホンジカ

ニホンジカの特定期間に数値等により具体的に記載されていた管理の目標は、生息数（密度）、被害（額、面積、量、意識）、捕獲数、分布域、生態系影響であった。目標は複数の項目を記載している場合もあった。

記載されていた管理の目標のうち、「生息数（密度）」がもっとも掲載計画数が多く、次いで「捕獲数」であった。

表4 管理の目標に関する記載項目（ニホンジカ）

策定数	目標の項目					
	生息数(密 度)	被害額や 被害面積	捕獲数	分布域	生態系影 響	未設定
40	36	8	29	2	2	2

4. 「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) または階層ベイズ法による推定結果に関する記載状況 (イノシシ、ニホンジカ)

計画の目的の部分と、管理の目標の部分で、「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) の半減目標または平成 26 (2014) 年度の国において実施した階層ベイズ法による推定結果を参考情報として記載している計画がいくつかみられたほか、管理の目標の数値目標として平成 26 (2014) 年度の国において実施した階層ベイズ法による将来予測結果を根拠等として記載している計画があった。

イノシシに比べニホンジカの特定期間の方が、管理目標の参考情報としての記載が若干多かったが、管理の目標で根拠としている計画数などは大きな差は見られなかった。

表5 イノシシの特定期間における「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) または階層ベイズ法による推定結果に関する記載状況

		「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) または階層ベイズ法による推定結果に関する記載状況			
	策定数	計画の目的で背景情報として	管理の目標で参考情報として	管理の目標で根拠としている	ふれていない
計画数	41	2	3	4	32

表6 ニホンジカの特定期間における「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) または階層ベイズ法による推定結果に関する記載状況

		「抜本的な鳥獣管理対策」(農水省・環境省, 2013) または階層ベイズ法による推定結果に関する記載状況			
	策定数	計画の目的で背景情報として	管理の目標で参考情報として	管理の目標で根拠としている	ふれていない
計画数	40	3	9	5	23

4. 被害地周辺における加害個体の捕獲、成獣の捕獲

「被害地(農地)周辺における加害個体の優先的捕獲」を推進する記述があったのは比較的多かったが、「成獣の捕獲」(群れごと捕獲含む)を推進する記述は少なかった。

鳥獣保護管理法の施行にあわせた計画改訂により、2計画で被害地周辺における加害個体の捕獲に関する内容が記載されていた。また、鳥獣保護管理法の施行後に計画が策定された3計画のうち2計画で被害地周辺における加害個体の捕獲に関する内容が記載されていた。成獣の捕獲に関する記載状況には変化は無かった。

ニホンジカの特定期間についてみると、被害地周辺における加害個体の捕獲に関する記

載はイノシシに比べて少なく、成獣の捕獲に関する記載はニホンジカの方が多かった（メスジカの捕獲として記載）。

表4 被害地周辺における加害個体の捕獲、成獣の捕獲に関する記載状況（イノシシ）

計画 時期	策定数	管理の方針	
		被害地周辺における加害個体の捕 獲	成獣の捕獲
改正前	38	29	4
改正後	41	32	4

表5 被害地周辺における加害個体の捕獲、メスジカの捕獲に関する記載状況（ニホンジカ）

計画 時期	策定数	管理の方針	
		被害地周辺における加害個体の捕 獲	メスジカの捕獲
改正前	39	8	24
改正後	40	12	27